

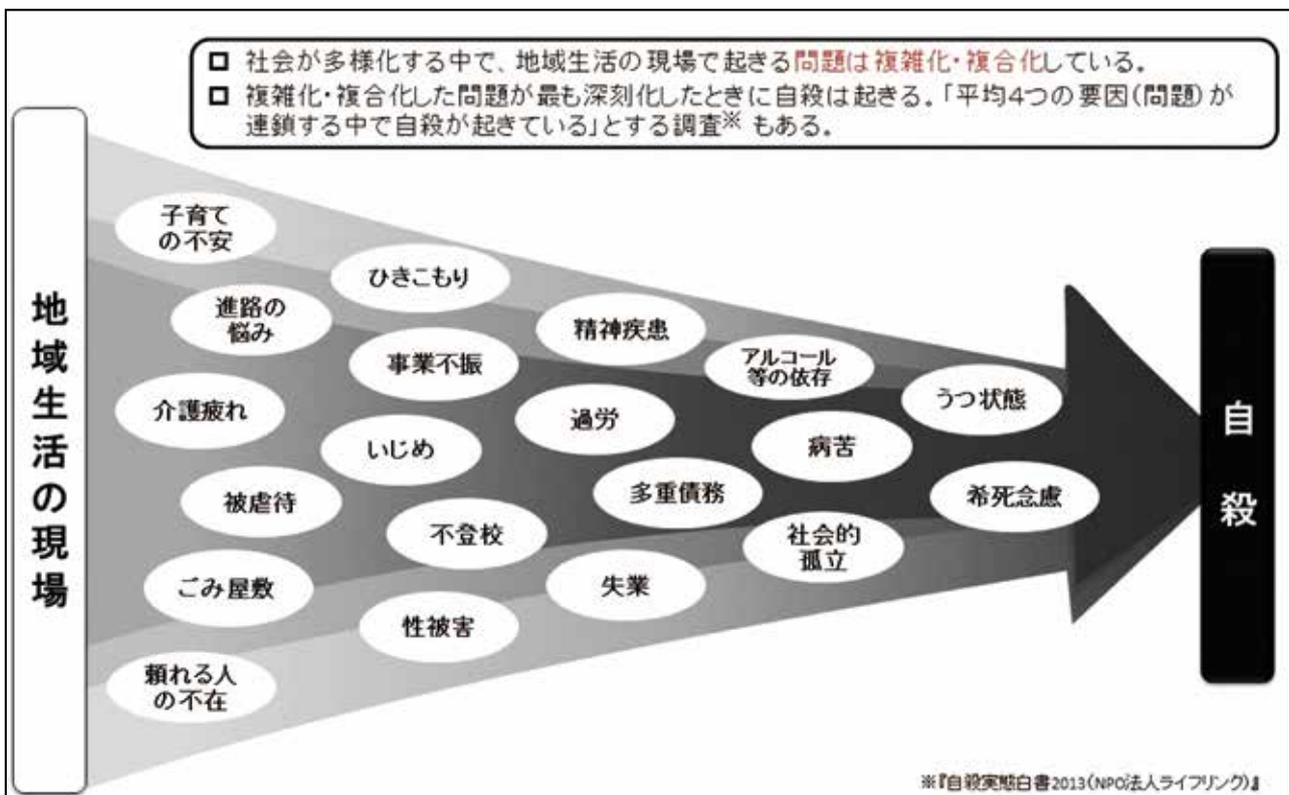
第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 計画策定の趣旨

本市では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年7月に庁内の関係部署による「鹿児島市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、平成22年6月には市内の関係機関及び関係団体からなる「鹿児島市自殺対策ネットワーク会議」を設置するなど、取組を進めてきました。

その後、平成25年1月に、本市が、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティ（※）の国際認証の取得を目指すことになったため（平成28年1月に認証を取得）、平成25年5月に「鹿児島市自殺対策ネットワーク会議」を「（セーフコミュニティ）鹿児島市自殺予防対策委員会」に改編し、自殺対策を「安心安全まちづくり」の一環として、総合的に推進することとなりました。

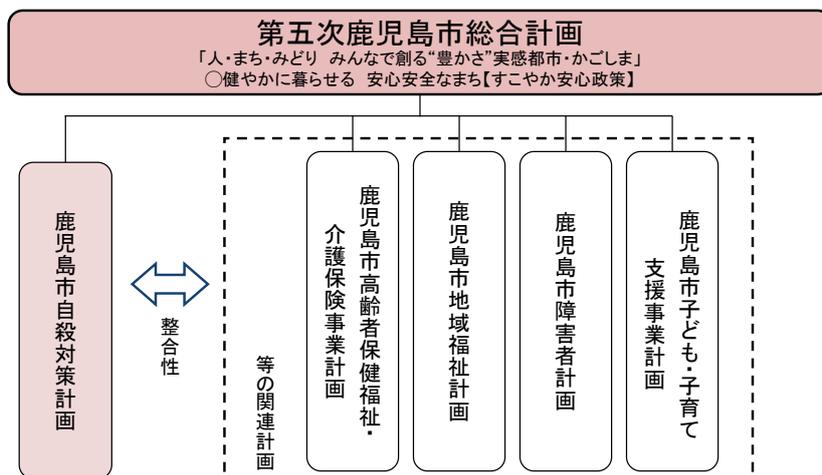
この度、改正自殺対策基本法において、すべての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、本市のこれまでの取組を全庁的な取組として更に総合的に推進するため、「鹿児島市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのないいのちを支える鹿児島市をめざして～」を策定しました。

※セーフコミュニティとは、「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」という考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体等が協働して事故やけがを予防する取組、または、その取組を進めているコミュニティのことです。本市では、交通安全、学校の安全、子どもの安全、高齢者の安全、DV防止、**自殺予防**、防災・災害対策の7つを重点分野として取組を進めています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」のすこやか安心政策における個別計画として位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。また、セーフコミュニティの推進における自殺予防分野の取組と補完し合うものです。



4. 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われていることから、本市の計画は、平成30年度からおおむね5年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

5. 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成38年（※）までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、目標として定めています。※平成37年の自殺死亡率で評価する。

国の方針を踏まえ、本市の計画における目標値として、自殺死亡率を平成27年の13.9（人数は83人）から、平成37年までにおおむね30%減らし9.7（人数は約56人）にすることを目指します。

	平成17年	→	平成27年	→	平成37年
自殺死亡率	21.2	→	13.9	→	9.7
自殺者数	128人	→	83人	→	56人
人口	602,651人	→	598,099人	→	577,226人

※自殺死亡率、自殺者数は人口動態統計により算出。人口は、平成17年、27年は国勢調査（日本人のみ）、平成37年は国立社会保障・人口問題研究所中位推計（平成25年推計）を参照。